

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：33910

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2013

課題番号：23830096

研究課題名(和文) 財務諸表監査と不正監査の統合に関する研究

研究課題名(英文) Study on Financial Statement Audit and Fraud Audit

研究代表者

田中 智徳 (TANAKA, Tomonori)

中部大学・経営情報学部・講師

研究者番号：70610749

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：財務諸表監査における不正について、不正検査、法廷会計等の考え方を参考に検討を行った。現在、不正を理解するためのモデルとして、監査基準等では不正のトライアングルの理論が採用されている。しかし、近年では不正のトライアングルを修正した考え方が提唱されており、同モデルでは捉えることが出来ない犯罪者の存在も指摘されていることから、新たな不正リスクモデルの検討が必要であると思われる。また、近年のわが国の監査環境を踏まえた場合、不正検査や法廷会計への理解を深めるとともに、不正対策の専門資格の開発が必要であると思われる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I researched the financial statement fraud in reference to the method of fraud examination and forensic accounting. To understand why people commit fraud, many professionals refer to the fraud triangle. However, there are studies which show additional constructs that attempt to explain conditions and motivations of fraudsters, beyond the fraud triangle. Research reveals that the model for assessing the risk of fraud should be revised, and understanding of fraud examination and forensic accounting is necessary. In addition, the development of anti-fraud profession is necessary.

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：研究活動スタート支援

キーワード：会計監査 不正

1. 研究開始当初の背景

現在の監査は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準との準拠性を中心とした適正表示を担保するために、財務諸表の信頼性の保証を行うことであるとされている。財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して謝った意見を形成する可能性を合理的に低い水準に抑えるため、リスクを評価した後、リスクの高い監査要点に監査資源が集中的に投入されるという、いわゆるリスク・アプローチに基づく監査を行っている。リスク・アプローチを用いた監査を実施した結果、監査人は財務諸表に重要な虚偽の表示は含まれていないと判断した場合に適正意見として表明した。

しかし、このようなリスク・アプローチに基づく監査を行っていても、不正な財務報告を巡る問題が解消されることはなかった。その結果、リスク・アプローチに基づく効率性を重視した監査方法に対する社会の人々の批判が高まり、効率性ではなく有効性を重視し、企業の不正の防止や摘発を目的とした監査である不正摘発型監査の導入を期待されているところであった。特に、2001年12月に米国において発生したエンロン社の破綻事件以後、会計や監査に対する不信感や信頼の失墜は全世界中に影響を及ぼし、監査のあり方や監査人の役割について大きな見直しをなされた。その結果、米国では2002年7月にサーベインズ=オックスリー法が制定され、また、不正に関する監査の基準である米国監査基準書第99号や、国際監査基準240号では、意見表明の枠組みを離れて、不正・違法行為に対する摘発責任を監査人に負わせることを意図している内容となっているなど、企業の不正の防止や摘発を目的とした監査への要求が高まっていた。

財務諸表監査における不正への対応は、財務諸表監査制度の生成期から議論されてきた問題であり、今日においてもなお、大きな問題として残されている。財務諸表監査の歴史を振り返ってみると、企業の公表した財務諸表に重大な虚偽の表示が存在し、その虚偽の表示を監査人が看過してしまったという事例を通じて、監査人の役割や責任が問われ、監査基準の見直しが行われてきている。財務諸表監査を行う監査人が監査を行う際の指針となる監査基準の見直し、改訂の議論においては、財務諸表監査における虚偽の表示や不正への対応が求められたことが、大きな原因の一つであったことに異論はないであろう。

不正問題に対する関心の高まりを反映して、大手会計事務所や不正対策を専門としている公認不正検査士協会等は、21世紀以降、不正に関する調査報告書を数多く公表している。これらの報告書を整理すると、不正の原因や発生した不正に関して国や地域による若干の違いはみられるものの、基本的には、財務諸表不正による経済的損失は極めて多

額になる傾向があり、財務諸表不正の大部分は、経営者等の上級管理職によって引き起こされていることが明らかにされている。公認不正検査士協会の調査報告書によれば、不正による損失額は企業の年間収益の5%程度となり、全世界で考えると3兆ドル程度の損失額になるとされている。以上のように、不正による経済的損失は極めて多額であり、社会的な損失である。特に、経営者による財務諸表不正は損失額が多額になる傾向があることから、経営者による財務諸表不正を防止、摘発することが重要であり、財務諸表の信頼性を担保することが求められている監査人にとって取り組まなければならない問題である。

不正に関する監査の基準においては、監査人は入手した情報が不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討しなければならないとしており、不正リスク要因として、動機・プレッシャー、機会および姿勢・正当化が挙げられている。これら3つの要因が全て揃った際に不正が発生すると捉えるモデルは「不正のトライアングル」と呼ばれており、1950年代に米国の犯罪学者、社会学者であるクレッシー教授が提唱したものである。クレッシー教授のモデルは不正一般を対象として提案されたモデルではなく、横領犯罪者に焦点を当てた研究であったが、その後、アルプレヒト教授によって監査人が利用できるモデルとして発展的な研究が行われ、現在の不正に関する監査の基準に用いられているモデルとなっている。

不正リスク要因の一つとして挙げられている機会については、わが国においても内部統制報告制度が導入されたことにより、対応が図られてきていると考えられるものの、内部統制は経営者が不当な目的の為に無視ないし無効ならしめることがあるという限界を有している。不正とは自然に発生するものではなく、人間による何らかの意思や意図が働いて発生する。そのため、財務諸表監査において不正を検討する際には、不正を行う人間そのものに焦点を当てることが重要であると考えた。

また、財務諸表監査において不正の発見は主たる目的ではないとされているが、不正を発見することを目的としないとする立場からは、不正を発見するための新たな方法の追求や発見は期待できないと思われる。監査人が不正に対してより積極的な役割を果たし、不正を発見および摘発するための能力を向上させるためには、不正の防止や摘発を主眼とした方法論を理解することが必要ではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、財務諸表監査の主たる目的ではなく、副次的な目的として捉えられている不正の発見または摘発に焦点を当てること、不正摘発型監査にかかる考察をする

ことである。特に、従来の監査ではあまり取り入れられてこなかった不正検査や法廷会計の知見を検討することや、不正は自然に発生するものではなく、人間による何らかの意思や意図が働いて発生するものであるとの認識のもと、心理学や犯罪心理学等の学問領域の考え方を理解、応用すること、さらには、ホワイトカラー犯罪の特質を明らかにすることで、新たな監査技術と監査意識の提唱を試みることが研究の目的である。

3. 研究の方法

研究の方法は大きく分けて2つの段階を計画した。1つ目の段階は、新たな監査技術や監査意識を提唱するための基礎を得ることである。2つ目の段階は、1つ目の段階の研究を基に、監査人が不正を発見または摘発するために有効および利用と考えられる新たな監査技術や監査意識の提唱を目指すことである。

1つ目の段階では、新たな監査技術や監査意識を提唱するための基礎を得ることを目的として、まず、近年の監査の動向について研究を行った。続いて、財務諸表監査における不正に関連する領域である法廷会計、不正対策の専門団体である公認不正検査士協会が不正検査に必要な知識および技術を体系化した不正検査士マニュアルおよび不正に関連する専門資格について研究を行った。また、不正を行う人間の特徴を理解するために、心理学、犯罪心理学等の領域に関する研究を行った。なお、いずれの研究も文献研究を中心として行い、不正に関する基準等と文献研究等を通じて整理した考え方を比較、考察した。

2つ目の段階では、上記において得られた基礎を基に、監査人が不正を発見または摘発するために有効および利用可能と考えられる新たな監査技術や監査意識の提唱を目指す際は、実際の監査の現場においてどの程度利用可能であり、どの程度の効果が期待できるものかの検証を行うためのアンケート調査を実施することを計画した。そして、予想される結果と結果から得られる示唆について考察し、アンケート調査の結果を基に、提唱した監査技術や監査意識を検証するとともに、予想していた結果と異なる場合には、異なる原因についての解明を行うこととした。

4. 研究成果

(1) 新たな不正リスクモデル検討の必要性

現在の不正に関する監査の基準においては、不正リスク要因として、いわゆる不正のトライアングルの考え方が広く受け入れられている。しかし近年では、不正のトライアングルの考え方を修正したモデルが提唱されており、また、不正のトライアングルの考え方では捉えることが不可能な犯罪者が指

摘されている。例えば、不正のトライアングルの考え方に能力という要素を加えた不正のダイヤモンドというモデルや、不正のトライアングルの考え方では捉えることが不可能な捕食者と呼ばれる不正を行う場所を求めている人間に対する考え方を示した不正の新ダイヤモンドというモデルが示されている。これらは不正のトライアングルの枠組みを基礎として修正したものであり、不正のトライアングルの考え方より幅広い視点で不正を検討することが可能となる。不正のトライアングルの考え方は、不正に関する監査の基準や COSO の内部統制報告書などにおいて受け入れられている考え方であるが、不正のトライアングルの要素の一つである機会について、経営者は無視ないし無効にすることが出来る立場にいることから、新たな考え方を参考に経営者不正を検討する必要があると思われた。

(2) 不正検査、法廷会計への理解および不正対策の専門資格開発の必要性

諸外国では監査基準に従った監査では不正に対して十分な対応が出来ないとの認識の下、不正検査や法廷会計に対する注目が高まっており、不正対策の専門資格が多数登場してきている。不正検査や法廷会計では、監査がリスク・アプローチを用いているのに対して仮説検証アプローチを採用するなど、監査と異なる点が多い。不正を発見および摘発するために参考になる点も多く見られることから、不正検査や法廷会計への理解を深め、監査に活用することが必要であると思われた。また、不正対策の専門資格の多くは、公認会計士の資格を前提としており、不正に対応するためには、公認会計士の資格だけでは十分ではないという認識が見受けられた。わが国においても、不正対策の専門資格として公認不正検査士が存在するが、公認不正検査士以外に不正対策の専門資格は存在しない。わが国において、不正事例を原因として監査基準が改訂され、また不正に関する独立の基準として新たに「監査における不正リスク対応基準」が設定されたという近時の状況を踏まえると、わが国においても公認会計士の資格を前提とした不正対策の専門資格の開発が必要であると思われた。

(3) 課題

本研究の期間中に、企業の不正事例を原因として監査基準が改訂されただけでなく、不正に関する独立の基準として新たに「監査における不正リスク対応基準」が設定された。また、日本公認会計士協会より不正調査の実務を取りまとめた「不正調査ガイドライン」が公表されるなど、本研究に関連する制度等が大きく変化した。そのため、適切なアンケートの完成に至らず、アンケート調査を実施することが出来なかった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

田中智徳「財務諸表監査における不正対応
および不正調査に関する考察」『経営情報学
部論集』、査読無、第 28 巻第 1・2 号、2014
年 3 月、99-111 頁。

田中智徳「不正摘発型監査に関する一考
察」『経営情報学部論集』、査読無、第 26 巻
第 1・2 号、2012 年、35-47 頁。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

田中 智徳 (TANAKA, Tomonori)

中部大学・経営情報学部・講師

研究者番号 : 70610749